

那智勝浦町立温泉病院
新公立病院改革プラン点検評価書



令和 2 年 3 月 23 日

那智勝浦町立温泉病院評価委員会

目次

1.	はじめに.....	2
2.	新病院の診療提供体制（改革プラン第5章評価）.....	3
3.	地域医療構想を踏まえた役割（改革プラン第6章評価）.....	4
	（1）数値目標.....	4
	（2）対象期間末における具体的な将来像と事業規模・事業形態の見直し.....	5
	（3）2025年における当院の具体的な将来像.....	5
	（4）地域包括ケアシステムの構築に向けて当院が果たすべき役割.....	5
	（5）一般会計負担の考え方.....	6
	（6）住民の理解のための取り組み.....	6
4.	経営基盤の確立（改革プラン第7章評価）.....	7
	（1）人材確保に向けた取り組み.....	7
	（2）民間的経営手法の導入.....	7
5.	収益性の改善（改革プラン第8章評価）.....	8
	（1）数値目標.....	8
	（2）収益性改善のための施策.....	9
	（3）収支計画.....	10

1. はじめに

那智勝浦町立温泉病院新公立病院改革プラン（以下、「新改革プラン」という。）は、平成 27 年 3 月に総務省から示された「新公立病院改革ガイドライン」に基づき、平成 29 年 3 月に策定しました。那智勝浦町立温泉病院（以下、「当院」という。）は平成 30 年 4 月に新築移転し新病院を開院させました。従って、新改革プランは経営改善の道標であると同時に、新病院の経営方針を明確にするものと位置付けております。

【評価委員】

那智勝浦町 副町長	矢熊 義人
那智勝浦町 総務課 課長	塩崎 圭祐
那智勝浦町 福祉課 課長	榎本 直子
那智勝浦町立温泉病院 病院長	山本 康久
那智勝浦町立温泉病院 事務長	下 康之
那智勝浦町立温泉病院 看護部長	岩本 千帆

【取組みに対する評点】

区分	評価の内容
S	極めて順調に取り組まれている
A	順調に取り組まれている
B	取り組みは確認されるが、より一層の取り組みが期待される
C	取り組みにあたり抜本的な改善が必要
—	評価年度の取り組みではない

2.新病院の診療提供体制（改革プラン第5章評価）

<p>プラン概要</p>	<p>【再編】一般病棟 入院基本料 10 対 1（60 床）</p> <p>【再編】一般病棟 地域包括ケア入院基本料（30 床）</p> <p>【新設】障害者病棟（30 床）</p> <p>【新設】糖尿病・生活習慣病センター（院内標榜）</p> <p>【新設】在宅医療支援室</p> <p>【名称変更】リハビリテーションセンター（院内標榜）</p> <p>【名称変更】透析センター（院内標榜）</p> <p>【継続】和歌山県立医科大学との連携強化</p> <p>【新設】重症心身障害児者通所事業所への土地貸与（連携体制の構築）</p>						
<p>平成 30 年度 の実績</p>	<p>・新病院では新宮保健医療圏の急性期、慢性期病床の過剰な状況、回復期病床の不足に対応した病床編成とし、診療を開始しました。</p> <p>【新病院における病床編成】</p> <table border="1" data-bbox="421 860 1347 1061"> <tr> <td>急性期機能</td> <td>30 床（入院基本料 10 対 1）</td> </tr> <tr> <td>回復期機能</td> <td>60 床（入院基本料 10 対 1） 内、18 床は地域包括ケア病床（1 月から 14 床に削減）</td> </tr> <tr> <td>慢性期機能</td> <td>30 床（障害者施設等入院基本料）</td> </tr> </table> <p>・糖尿病専門治療と機能強化を図るため糖尿病・生活習慣病センターを新設、リハビリテーションセンター、透析センターについては、この地域での位置づけを明確にするため名称の変更を行いました。</p> <p>・在宅医療支援室は未設置。（地域の医療需要を見ながら検討していきます。）</p> <p>・和歌山県立医科大学リハビリテーション科と連携し、病院施設内に大学から遠く離れた当院に勤務しながら修士課程の取得が可能となる大学施設「リハビリテーション・スポーツ・温泉医学研究所」を引き続き設置いただいています。また、当院の大きな特色でありますリハビリテーション医療を高めるとともに、この地域また県内外まで広く発信していくため、リハビリテーション関連機器を整備するなど、最先端医療を提供しています。</p> <p>・重症心身障害児者通所事業所については、地域住民の利用ニーズが高いにもかかわらず当地域における重症心身障害児者に特化した施設がないことから、施設の建設用地として新病院建設用地の一部を和歌山県福祉事業団に貸与し平成 30 年 4 月に開所されています。当該事業所と連携を取り、必要に応じ外来リハビリテーションの実施など、医療の提供を行っています。</p>	急性期機能	30 床（入院基本料 10 対 1）	回復期機能	60 床（入院基本料 10 対 1） 内、18 床は地域包括ケア病床（1 月から 14 床に削減）	慢性期機能	30 床（障害者施設等入院基本料）
急性期機能	30 床（入院基本料 10 対 1）						
回復期機能	60 床（入院基本料 10 対 1） 内、18 床は地域包括ケア病床（1 月から 14 床に削減）						
慢性期機能	30 床（障害者施設等入院基本料）						
<p>平成 30 年度 の評価</p>	<p>【A】一部在宅医療支援室について未着手であるが、診療提供体制については、概ねプラン概要通りの体制となっている。</p>						

3.地域医療構想を踏まえた役割（改革プラン第6章評価）

(1) 数値目標

	H28	H29	H30			R1	R2
	実績	実績	目標	実績	目標との差	目標	目標
救急搬送による患者数（人）	635	670	600	697	97	600	600
救急車応需率（%）	—	95.4	95	95.2	0.2	95	95
手術件数（件）	64	43	100	55	△45	100	100
リハビリテーション職員1人実施単位数（週当たり）	—	103.2	100	102.4	2.4	100	100
健康診断受診件数	497	459	1,000	626	△374	1,000	1,000

平成30年度の実績	<p>救急搬送による患者数、救急車応需率、リハビリテーション職員1人実施単位数については、前年度に引き続き目標を達成しました。救急に関しては、対応可能な救急患者に対して、断らない医療を続けています。リハビリテーションに関しては、患者の需要に対応できるよう職員の増員（年度末比較2人増）を図りました。</p> <p>一方、手術件数、健康診断受診件数については、前年度を上回ることはできなかったものの目標を達成することはできませんでした。手術件数に関しては、整形外科医師の確保に至らなかったことから件数を伸ばすことができませんでした。</p>
平成30年度の評価	<p>【B】 昨年度に引き続き、救急搬送による患者数、救急車応需率、リハビリテーション職員1人実施単位数（週当たり）に関しての取り組みは高く評価します。</p> <p>しかしながら、手術件数、健康診断受診件数については、健康診断受診件数で増加しているものの、目標値と大きくかけ離れております。医師確保を始め体制確保に向けてさらなる取り組みをされたい。</p>

(2) 対象期間末における具体的な将来像と、事業規模・事業形態の見直し

プラン概要	<p>地域医療構想を鑑みて、現在の 150 床での運用から 120 床に減床し、全体的な病床過剰状態に対応します。</p> <p>新病院全体では急性期 30 床、回復期 60 床、慢性期 30 床の病床機能を担います。</p>
平成 30 年度の実績	<p>新病院では旧病院から病床を 30 床削減し、地域医療構想に沿った病床転換を実施しました。</p>
平成 30 年度の評価	<p>【A】新病院開院時に達成しておりますので、評価します。</p>

(3) 2025 年における当院の具体的な将来像

プラン概要	<p>地域の診療所、病院、施設等との連携を深め、内科・整形外科・リハビリテーション科の診療機能を提供するとともに、新病院の機能を最大限に活用すべく、定期的に医療機能の見直しを行い、柔軟に対応していきます。</p>
平成 30 年度の実績	<p>新病院での診療開始後、年度途中で地域包括ケア病床数の見直しを行い実情に合った運用に変更させました。今後も必要に応じ柔軟に対応していきます。</p>
平成 30 年度の評価	<p>【A】新病院開院後の運用状況を検討した結果、地域包括ケア病床数の見直しを実施しています。</p>

(4) 地域包括ケアシステムの構築に向けて当院が果たすべき役割

プラン概要	<p>和歌山県立医科大学遠隔医療支援システム・きのくに医療連携システム・青洲リンクといった地域包括ケアシステムを加速させる ICT を活用し、他の医療機関と患者情報を共有した上で医療提供する等、先進的な取組みを積極的に取り入れます。</p> <p>また、那智勝浦町社会福祉協議会や那智勝浦町地域包括支援センターとの連携を強化し、医療・福祉・介護が一体となった支援体制の構築に貢献します。</p>
平成 30 年度の実績	<p>ICT 活用の面では、患者様やサービス利用者の情報を関係機関で共有するための南紀在宅ネット・電子@連絡帳システムの導入や南紀在宅医療・介護連携推進協議会の発足に向け、関係団体と協議を進めましたが、地域包括的な取組みは、まだ不十分な状況です。</p>
平成 30 年度の評価	<p>【B】ICT 活用に関しては、システムの導入、次年度での協議会発足に向けた取組みを評価します。</p> <p>しかしながら、地域包括的な取組みに関しては、早期に進めていかなければならない課題で有り、さらなる強化が必要である。</p>

(5) 一般会計負担の考え方

プラン概要	<p>病院経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費や効率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費等については、公営企業繰出金の根拠規程に基づき、一般会計からの負担を求めていくこととなります。</p> <p>なお、この経費負担区分ルールについて、毎年度「繰出基準」として総務省より通知される基準に基づき、この繰出基準内での負担を原則としています。</p>
平成 30 年度の実績	<p>新病院移転に伴って病床数を削減させたことから、公営企業繰出金の規程に基づき一般会計から新たに基準内繰入として不採算地区病院の運営に要する経費分の繰入を行いました。赤字補てんの基準外繰入分（単年 5 千万円）は平成 30 年度が最終年度となっています。</p>
平成 30 年度の評価	<p>【B】 医師確保対策として基準外繰入金の算入を行っているが、その他については、公立病院の使命から、不採算部門への繰入金算入が認められている部分への繰り入れを行っている。赤字補てんの繰入が最終年度であることから今後、より一層の経営改善に取り組まれない。</p>

(6) 住民の理解のための取り組み

プラン概要	<p>新病院開院も含め、当院の方向性については広報誌（「広報なちかつうら」）やホームページを通してお伝えしていきます。</p>
平成 30 年度の実績	<p>新しいホームページを構築し、住民への情報発信を行いました。また、「広報なちかつうら」により、随時必要な情報を伝えました。また、町福祉課、教育委員会と連携し、町民健康講座や各地区で開かれる「生き生きサロン」等で住民の健康啓発活動に取り組みました。</p>
平成 30 年度の評価	<p>【B】 新病院開院に合わせて、ホームページをリニューアルし、情報発信を行うとともに各地区へ出向き、住民の健康啓発活動に取り組んでいることは評価します。</p>

4.経営基盤の確立（改革プラン第7章評価）

(1) 人材確保に向けた取り組み

<p>プラン概要</p>	<p>① 在職中に学位取得「スポーツ・温泉医学研究所」 <small>※H29年度から「リハビリテーション・スポーツ・温泉医学研究所」に名称変更</small></p> <p>② 研修医や若手医師に魅力ある病院</p> <p>③ 看護師採用プロジェクト</p> <p>④ 看護師等職員のキャリアアップ支援・教育の充実</p> <p>⑤ 事務職員の採用と専門性の向上</p>
<p>平成30年度の実績</p>	<p>平成30年度には、看護師14人、准看護師3人、理学療法士1人、作業療法士2人の採用が行われました。看護師を始め多数の医療職員の採用を行いました。今後、退職者等の動向を見ながら引き続き採用活動を行っていきます。</p>
<p>平成30年度の評価</p>	<p>【A】 医療スタッフの確保が困難な状況下で、多数の看護師を採用できた点を評価します。今後、課題である医師や直接雇用の事務職員の採用について引き続き取り組んでいただきたい。</p>

(2) 民間的経営手法の導入

<p>プラン概要</p>	<p>①医師の経営参画 ②経営企画室の新設 ③透析患者の確保策の検討 ④診療情報管理室の設置 ⑤購買委員会の新設 ⑥医療ツーリズム</p>
<p>平成30年度の実績</p>	<p>診療情報の管理、分析等を行う診療情報管理室を新たに設置しました。経営企画室では新病院が稼働してからの問題点等を確認しながら、検討、改善に取り組みました。購買委員会では、重要な資産の購入や医療材料等の見直しはありませんでしたが、少しでも費用削減ができるよう随時検討を行っていきます。一方、医師の経営参画として挙げた糖尿病・生活習慣病センター等における各センター長としての勤務医の任命については未実施。透析患者の確保策の検討、医療ツーリズムについては具体的な検討には至りませんでした。透析患者については、内科外来からこの地域の透析新規導入患者の受入を行っています。</p>
<p>平成30年度の評価</p>	<p>【B】 若手医師が多いということから各センター長としての勤務医の任命には至っていませんが、運営企画会議並びに病床会議等において医師が積極的に経営に関わっています。診療情報管理室については、職員の資格取得が実施され、透析患者の確保策については、地域の医療機関の状況を見ながら「患者様の送迎」についての検討など、今後もさらなる民間的手法の導入に取り組まれます。</p>

5.収益性の改善（改革プラン第8章評価）

(1) 数値目標

H28	H29	H30			R1	R2
実績	実績	目標	決算実績	目標との差	目標	目標

1) 収支改善に係るもの

経常収支比率 (%)	94.8	93.0	103.9	96.9	△7.0	99.4	100.4
医業収支比率 (%)	84.1	81.4	98.5	89.2	△9.3	88.3	89.6
入院単価 (円)	26,546	26,586	33,293	31,478	△1,815	33,336	33,375

2) 経営削減に係るもの

材料費 (%)	21.0	17.8	14.1	11.5	△2.6	13.7	13.7
給与費 (%)	72.1	70.6	62.2	72.5	10.3	62	62

3) 収入確保に係るもの

入院患者数 (人)	38,776	37,284	36,865	36,058	△807	38,796	40,515
外来患者数 (人)	43,178	43,067	46,795	39,424	△7,371	46,917	47,040
病床利用率 (%)	70.8	68.1	84.2	82.3	△1.9	88.3	92.5

4) 経営の安定性に係るもの

医師数 (常勤・人)	7.0	8	9	8	△1.0	9	9
看護師数 (常勤・人)	60.0	63	73	69	△4.0	77	80

平成30年度の実績	新病院での病床転換等、診療体制を見直したことにより前年度との比較では収支改善を図ることができましたが、年度当初の新病院への移転の影響により患者数が伸び悩んだことなどから経常収支比率、医業収支比率等、目標値を下回る結果となりました。
平成30年度の評価	【B】医師、看護師を始め医療職員の確保については採用活動の結果、看護師については6人の増員を図ることができています。医療職員の確保が厳しい状況に加え、年度当初、新病院移転業務の影響により患者数を伸ばすことができず目標値を下回ってしまったことは残念です。次年度からは起債償還も始まりますので、さらなる取り組みが必要となります。

(2) 収益性改善のための施策

プラン概要 ／平成 30 年度 の実績	【入院収益】	
	整形外科医 1 名追加採用による入院収益の増加	確保のための活動を行ったが、未達成
	診療所との登録医制度による入院患者数確保	未達成
	透析入院患者の確保	未達成
	レスパイト入院の実施	受入態勢を整えた。
	地域包括ケア病床の活用	年度当初 18 床での運用を開始。 (年度途中で 14 床に変更)
	薬剤管理指導の実施	一部運用開始
	眼科手術の実施・増加	未達成
	リハビリテーション職員増員による収益増加	職員増（年度末比較で 2 人増）を図り収益増に繋げた。
	差額ベッド代見直し	前年度比較 12,649 千円増
	加算取得項目の見直し	特殊疾患入院施設管理加算等の算定を開始した。
	【外来収益】	
	整形外科医 1 名追加採用による外来収益の増加	確保のための活動を行ったが、未達成
	64 列以上 CT 使用による点数増加	達成（80 列 CT 装置導入）
	エコーの検査件数増加	前年度比較 582 件数増
	MRI 検査件数増加	前年度比較 541 件増
	外来透析患者数の増加	1 日平均△1.2 人減（前年度比）
	内視鏡検査の増加	前年度比較 30 件増
	健康診断の増加	目標には至らなかったが前年度比較では 167 件増加
	栄養指導の実施件数増加	前年度比較△54 件減
【費用削減】		
材料費の削減	達成	
光熱費の削減	未達成	
評価	【B】 新病院開院において達成項目が増加されておりますが、医師確保等、重要な項目について見通しが立っておりません。目標達成に向けてさらなる努力をお願いします。	

資料

1. 収支計画（収益的収支）

（単位：百万円、％）

区分	年度	29年度 (決算値)	30年度		比較 ②-①
			(計画)①	(決算値)②	
収 入	1. 医 業 収 益 a	1,613	1,885	1,638	▲ 247
	(1) 料 金 収 入	1,523	1,793	1,537	▲ 256
	(2) そ の 他	90	92	101	9
	うち他会計負担金	44	45	44	▲ 1
	2. 医 業 外 収 益	293	207	248	41
	(1) 他会計負担金・補助金	232	171	215	44
	(2) 国（県）補助金				0
	(3) 長期前受金戻入	50	23	14	▲ 9
	(4) そ の 他	11	13	19	6
	経 常 収 益 (A)	1,906	2,092	1,886	▲ 206
支 出	1. 医 業 費 用 b	1,982	1,914	1,836	▲ 78
	(1) 職 員 給 与 費 c	1,138	1,173	1,187	14
	(2) 材 料 費	288	266	189	▲ 77
	(3) 経 費	445	418	423	5
	(4) 減 価 償 却 費	105	49	32	▲ 17
	(5) そ の 他	6	8	5	▲ 3
	2. 医 業 外 費 用	67	99	111	12
	(1) 支 払 利 息	11	14	16	2
	(2) そ の 他	56	85	95	10
	経 常 費 用 (B)	2,049	2,013	1,947	▲ 66
経 常 損 益 (A)-(B) (C)	▲ 143	79	▲ 61	▲ 140	
特 別 損 益	1. 特 別 利 益 (D)	1	1	136	135
	2. 特 別 損 失 (E)	4	359	377	18
	特 別 損 益 (D)-(E) (F)	▲ 3	▲ 358	▲ 241	117
純 損 益 (C)+(F)	▲ 146	▲ 279	▲ 302	▲ 23	
累 積 欠 損 金 (G)	▲ 649	▲ 984	▲ 951	33	
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)	974	423	394	▲ 29
	流 動 負 債 (イ)	759	321	301	▲ 20
	うち一時借入金				0
	うち建設改良費等の財源に充てるための企業債 (ウ)	26	163	122	▲ 41
	翌 年 度 繰 越 財 源 (エ)				0
	当 年 度 同 意 等 債 で 未 借 入 又 は 未 発 行 の 額 (オ)				0
	差 引 不 良 債 務 (カ) [(イ)-(ウ)-(オ)]-[(ア)-(エ)]	▲ 241	▲ 265	▲ 215	50
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	93.0	103.9	96.9	▲ 7.1	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(カ)}{a} \times 100$	▲ 14.9	▲ 14.1	▲ 13.1	0.9	
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	81.4	98.5	89.2	▲ 9.3	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{c}{a} \times 100$	70.6	62.2	72.5	10.2	
地方財政法施行令第15条第1項 により算定した資金の不足額 (H)	▲ 241	▲ 265	▲ 215	50	
資 金 不 足 比 率 $\frac{(H)}{a} \times 100$	▲ 14.9	▲ 14.1	▲ 13.1	0.9	
病 床 利 用 率	68.1	84.2	82.3	▲ 1.9	

2. 収支計画(資本的収支)

区分	年度	29年度 (決算値)	30年度		比較 ②-①
			(計画)①	(決算値)②	
収 入	1. 企 業 債	2,224	10	37	27
	2. 他 会 計 出 資 金				
	3. 他 会 計 負 担 金	822	17	36	19
	4. 他 会 計 借 入 金				
	5. 他 会 計 補 助 金				
	6. 国 (県) 補 助 金	441		1	1
	7. そ の 他				
	収 入 計 (a)	3,487	27	74	47
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)				
	前年度許可債で当年度借入分 (c)				
純計(a)-[(b)+(c)] (A)	3,487	27	74	47	
支 出	1. 建 設 改 良 費	3,594	25	84	59
	2. 企 業 債 償 還 金	18	24	26	2
	3. 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金				
	4. そ の 他	2	2	0	▲ 2
	支 出 計 (B)	3,614	51	110	59
差 引 不 足 額 (B)-(A) (C)	127	24	36	12	
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	123	24	36	12
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額				
	3. 繰 越 工 事 資 金				
	4. そ の 他	4			0
	計 (D)	127	24	36	12
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)					
実質財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

	29年度 (決算値)	30年度		比較 ②-①
		(計画)①	(決算値)②	
収 益 的 収 支	(147) 282	(99) 224	(98) 267	▲ 1 43
資 本 的 収 支	(8) 822	(5) 17	(4) 36	▲ 1 19
合 計	(155) 1,104	(104) 241	(102) 303	▲ 2 62

(注)

1 ()内はうち基準外繰入金額。

2 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰入金について」(総務副大臣通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいう。